

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名

トイレブース

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【トイレブース】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版20章2節に規定するトイレブースとし、使用用途は一般庁舎用とする。

2. 適用する規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・JIS A 1510-2：2019「建築用ドア金物の試験方法―第2部：ドア用金物」
- ・JIS A 1530：2014「建具の開閉繰返し試験方法」
- ・JIS A 5905：2022「繊維板」
- ・JIS A 5908：2022「パーティクルボード」
- ・JIS A 6512：2007「可動間仕切」
- ・JIS A 6901：2024「せっこうボード製品」
- ・JIS A 6931：1994「パネル用ペーパーコア」
- ・JIS A 9504：2017「人造鉱物繊維保温材」
- ・JIS A 9511：2017「発泡プラスチック保温材」
- ・JIS G 3101：2022「一般構造用圧延鋼材」
- ・JIS G 3131：2024「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 3141：2021「冷間圧延鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 3302：2022「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 3312：2019「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 3313：2021「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 4304：2021「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・JIS G 4305：2021「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・JIS H 4000：2022「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」
- ・JIS H 4100：2022「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
- ・JIS K 6744：2019「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」
- ・JIS K 6902：2022「熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法」
- ・JIS K 6903：2022「熱硬化性樹脂高圧化粧板」

（3）日本農林規格

- ・JAS 0233-1：2024「合板―第1部：一般要求事項」
- ・JAS 0233-2：2024「合板―第2部：試験方法」

3. 令和7年度版からの主な改定

- ・なし

4. その他

- （1）「表示項目」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （2）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- （3）赤字は、令和7年版からの改定箇所を示す。

評価基準

トイレブース

1

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
材 料	パ ネ ル	表 面 材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板またはメラミン樹脂積層板（単板）とすること。	
		裏 打 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、防食処理および防錆処理を施した材料とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		心 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		枠 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とすること。	
		エ ッ ジ 材	同 上	
	構 造 金 物	笠 木	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、耐食性のあるものとすること。	
		壁 見 切 り 金 物	同 上	
		頭 つ な ぎ 等	同 上	
		脚 部	JIS G 4305 に規定する SUS304、SUS430J1L または SUS443J1 とし、仕上げは HL とすること。	
		頭 つ な ぎ 等 を 取 り 付 け る 小 ね じ の 類	ステンレス製	
	付 属 金 物	ヒ ン ジ	耐食性のあるものとすること。	
		ラ ッ チ セ ッ ト	同 上	
		戸 当 り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあること。	
		戸 当 り 部 ゴ ム	使用に十分耐える材質であること。	
品 質	パ ネ ル の 外 観		人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起、ばりのないこと。	
	金 物		使用上有害な傷、す等の欠点のない良質なものであること。	
	ホルムアルデヒド	パ ネ ル	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	
		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	
		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量を F☆☆☆☆ とすること。	

項目			品質・性能	備考
表面材の性能	耐薬品性、耐汚染性および耐ひっかき性	メラミン樹脂系化粧板・メラミン樹脂積層板 (単板)	(耐薬品性および耐汚染性のみ) JIS K 6903 の「表6 品質」の「耐汚染性 (C法)」に規定された次の項目を満足していること。 1. JIS K 6902 の「表9-汚染材料及び放置時間」に規定された汚染材料のうち、汚染材料番号3、6、7、8、9、10、17の試験結果の判定は「変化なし」であり、汚染材料番号1、2、4、5、11、12、13、14、15、16、18の試験結果の判定は「変化なし」または「軽微な変化」であること。	
		低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MDFおよびポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの規定を満足していること。	
		ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS 0233-1の「5.6.4.7耐汚染性」のb)および「5.6.4.5引きかき硬度」のb)に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 汚染B試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。 2. 引きかき硬度B試験の結果、試験片につけたきずの深さの平均値が10μm以内であること。	
		ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905の「表18-化粧MDFの品質」に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 耐酸性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐汚染性：汚染用グレースケール3号以上。 4. 耐引ひかき性：著しく目立つきず跡が付かないこと。	
		ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908の「表11-化粧パーティクルボードの性能」に規定された次の項目をすべて満足していること。 1. 耐酸性：変色しないこと。 2. 耐アルカリ性：変色しないこと。 3. 耐汚染性：グレースケール3号以上。 4. 耐引ひかき性：著しいきず跡が付かないこと。	
加工・組立	パネル・扉	表面材の接着方法	骨組に接着剤を用いて圧着すること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	
		小口の防水処理	施してあること。	
		金物取合い部の補強	必要に応じ、施してあること。	
	施工誤差への対応性 [表示項目]		申請者の規定による。	
性能	開閉耐久性 (開閉回数:10万回)	パネルの状態	試験後、開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。	
		構造金物・固定金具	試験後、ゆるみが生じないこと。	

項目	品質・性能	備考
試験方法	1. パネルの耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性試験は、表面材に対応する次の試験方法による。 (1) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂積層板（単板） JIS K 6902の「20耐汚染性」の「20.4C法」による。 (2) 低圧メラミン樹脂系化粧板 次の（3）～（5）のいずれかの試験方法による。 (3) ポリエステル樹脂系加工化粧合板 JAS 0233-2の「4.19.1試験片の作成」および「4.19.2.2汚染B試験」ならびに「4.17.1試験片の作成」および「4.17.2.2引きかき硬度B試験」による。 (4) ポリエステル樹脂系化粧MDF JIS A 5905の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.22耐酸性試験」、「7.23耐アルカリ性試験」、「7.24耐汚染性試験」および「7.26耐引っかけ性試験」による。 (5) ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード JIS A 5908の「7.1試験の一般条件」、「7.2試験片」、「7.17耐酸性試験」、「7.18耐アルカリ性試験」、「7.19耐汚染性試験」および「7.21耐引っかけ性試験」による。 2. 開閉耐久性試験は、JIS A 1530および別紙「試験方法の補足事項」による。また、試験体のうち、扉については、申請品のうち最大重量のものとする。 3. ヒンジの繰返し開閉試験は、JIS A 1510-2の「5.2試験条件」および「6.1丁番の繰返し開閉試験」による。 4. 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2の「5.2試験条件」および「6.2戸当りの衝撃試験」による。 5. 1. については表面材メーカーの試験データを添付することとし、3. および4. については金物メーカーの試験データを提出することとする。 6. 試験体は、別紙「試験方法の補足事項」による。	

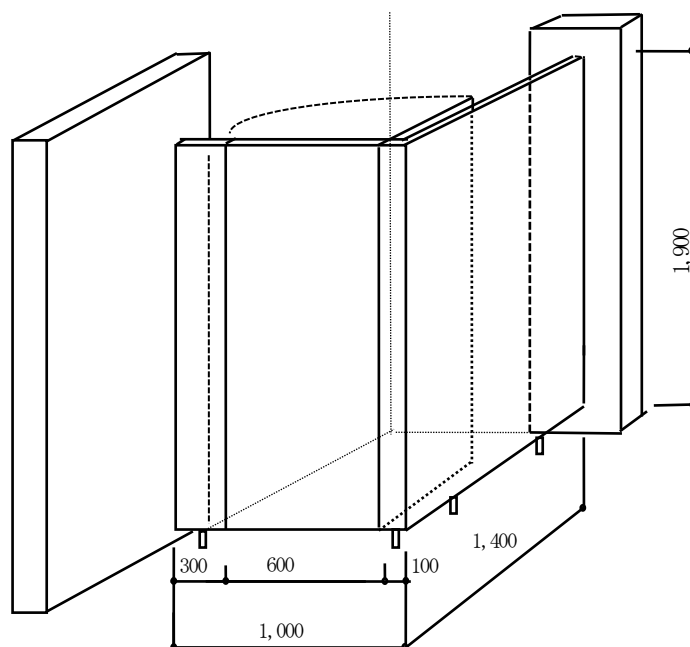
(参 考) JIS A 6512 「表 9—材料」

材 料	規 格
鋼	JIS G 3101 「一般構造用圧延鋼材」 JIS G 3131 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」 JIS G 3141 「冷間圧延鋼板及び鋼帯」 JIS G 3302 「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS G 3312 「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS G 3313 「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」 JIS K 6744 「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」
ス テ ン レ ス 鋼	JIS G 4304 「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」 JIS G 4305 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
アルミニウム合金	JIS H 4000 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」 JIS H 4100 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
ガ ラ ス	JIS R 3202 「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」 JIS R 3203 「型板ガラス」 JIS R 3204 「網入板ガラス及び線入板ガラス」 JIS R 3205 「合わせガラス」 JIS R 3206 「強化ガラス」 JIS R 3208 「熱線吸収板ガラス」 JIS R 3209 「複層ガラス」
ボ ー ド	JIS A 5905 「繊維板」 JIS A 5908 「パーティクルボード」 JIS A 6901 「せっこうボード製品」
木 材 ・ 合 板	日本農林規格 素材、集成材、合板
そ の 他	JIS A 6931 「パネル用ペーパーコア」 JIS A 9504 「人造鉱物繊維保温材」 JIS A 9511 「発泡プラスチック保温材」

試験方法の補足事項

1. 試験体について

- (1) 標準的に使用されるブース寸法により、条件の最も劣性な形状のL字形とする。
- (2) 開閉耐久性試験の試験体は、申請品の中で扉重量の最大のものとする。
- (3) 脚部の種類は、申請品と同様とする。



2. 開閉耐久性試験について

- (1) 固定方法はアンカーによる。(床は、コンクリートとする。)
- (2) 仮設の壁は、形鋼等にスタッドを取り付けP B12mm 貼りに申請品を通常の施工方法により取り付ける。